



教義第1036号

平成5年3月29日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長



市町村立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）

市町村立小中学校における調和のとれた学校運営と校内組織の一層の充実を図るため、市町村立小中学校事務職員の標準的職務の基準を別紙のとおり定めました。

この基準により、開かれた学校づくりの推進、学校運営組織の確立など学校の活性化を図るとともに、学校事務の円滑かつ効率的運営を目指すものであります。

については、下記事項に留意の上、貴管内小中学校へ指導願います。

記

- 1 学校運営の重要な一翼を担っている学校事務の重要性を認識するとともに、学校運営組織が円滑に機能するように努めること。
- 2 学校事務の合理化、能率化を図るとともに、校務分掌組織の見直しを行うこと。
- 3 今回示した職務内容は、標準的なものであるため、学校規模、事務職員の経験年数、事務職員数を考慮するとともに、事務職員に過重な負担にならないように留意すること。
- 4 標準的職務一覧表について
 - (1) 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示したものである。
 - (2) 区分欄の学校経営以外は、主として事務職員が総括する範囲を示したものである。よって、事務職員以外の職員が担当する業務内容もふくまれる。



教義第931号

平成19年2月14日

各市町教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

市町村立小中学校事務職員の標準的職務の一部改正について（通知）

このことについて、平成5年3月29日付け教義第1036号「市町村立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）」（以下「標準的職務」という。）により通知したところですが、事務職員のうち事務主幹及び事務主査（以下「事務主幹等」という。）の職務を一層明確にするとともに、市町村合併に伴う所要の改正を行ったことから、下記のとおり市町村立小中学校事務職員の標準的職務一覧表（以下「一覧表」という。）の一部を改正をすることとしたので通知します。

については、市町立小中学校事務職員の事務主幹等が課せられている職務に御理解をいただくとともに、地域の実態に応じた職務遂行ができるように貴管内小中学校への御指導をお願いし、併せて学校事務の適正執行の確保について御配慮願います。

なお、市町村立学校事務主査配置要綱（昭和44年4月1日施行）及び市町村立学校事務主幹配置要綱（昭和49年4月1日施行）は、廃止する。

（以下省略）

別紙 市町立小中学校事務職員の標準的職務一覧表

区分	職務内容	職務内容関係事務
学校 経営	企画運営への参画に関する事	○ 企画運営委員会への参画 ○ 校務分掌組織検討への参画 ○ 業務運行の策定並びに指導、助言
	諸規定の制定に関する事	○ 文書規定関係事務 ○ 経理に関する規定関係事務 ○ 校内諸規定に係る指導、助言
	学校事務全般に関する事	○ 学校事務全般に係る指導、助言

- (注) 1 学校事務とは、児童生徒の直接的指導を除いた仕事をいう。
2 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示し、区分欄の学校経営以外は、主として事務職員が総括する範囲を示したものである。

区分	職務内容	職務内容関係事務
庶務	文書に関する事	○ 文書関係事務 ○ 学校備付表簿等管理・保存事務
	調査統計に関する事	○ 学校基本調査関係事務 ○ その他調査統計関係事務
	就学援助に関する事	○ 就学援助関係事務 ○ 就学奨励関係事務
	渉外に関する事	○ 官公庁等との渉外関係事務
	庶務に関する事	○ 職員等の証明関係事務 ○ 庶務関係事務
人事	人事事務に関する事	○ 採用、退職、転出入関係事務 ○ その他人事関係事務
	服務事務に関する事	○ 出勤簿関係事務 ○ その他服務関係事務
給与	給与に関する事	○ 給与関係事務 ○ 年末調整、県市町村民税関係事務
	旅費に関する事	○ 予算管理事務 ○ その他旅費関係事務
福利 厚生	福利厚生に関する事	○ 公立学校共済組合、教職員互助組合関係事務 ○ 公務災害関係事務 ○ 労働安全衛生関係事務 ○ その他福利厚生関係事務
管財	施設・設備に関する事	○ 施設・設備の維持、管理関係事務 ○ その他施設・設備関係事務
	物品に関する事	○ 物品の維持、管理関係事務 ○ その他物品関係事務
経理	市町費に関する事	○ 予算編成、執行、決算関係事務
	学校徴収金に関する事	○ 計画、執行、決算関係事務
監査 検査	監査・検査に関する事	○ 監査・検査関係事務
その他	所属長の指示する職務	※地域の事務職員への指導助言等

- (注) 「※地域の事務職員への指導助言等」は、事務主幹及び事務主査が配置されている学校の校長が、事務主幹及び事務主査に地域のリーダーとしての役割を遂行させる事務である。